

東 教 第 2 3 5 7 号
平成 2 8 年 3 月 2 2 日

各市町教育委員会教育長
各市町立小・中学校長 } 様

埼玉県教育局東部教育事務所長

社会保険関係の事務手続きについて（通知）

日頃、社会保険事務に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

学校において社会保険事務が集中する年度末及び年度初めを迎えるに当たり、下記事項に留意して事務手続を円滑、適正に行ってくださいよう、改めてお願い申し上げます。

各種手続に必要な様式に係る用紙は、東部教育事務所で受取れるほか、学校支援コミュニケーションサイト(<https://ecswb.center.spec.ed.jp/sw/>)からも取得できます。

また、事務手続きに当たって、別紙1「社会保険事務手続きチェックシート」を活用していただきますようお願いいたします。

なお、平成26年3月18日以降、退職後1日空けて同一適用事業所に再度任用された者については、被保険者資格を喪失させることなく取扱うこととしたところです。

その後、日本年金機構と調整により退職後1日空けて埼玉県教育委員会の異なる適用事業所に任用された場合について、別紙3「臨時的任用職員に係る社会保険の事務取扱いについて」のとおり取扱いますので事務処理に御留意くださるようお願いいたします。

また、該当職員には別紙4「臨時的任用職員の方へ」を配布するなど周知をお願いします。

記

1 社会保険の資格喪失に係る事務手続

臨時的任用職員が退職した場合は、**被扶養者分も含め、全ての保険証を回収し**、東部教育事務所まで御返却ください。

(1) 保険証回収対象者

退職した社会保険適用職員（退職後1日空けて埼玉県教育委員会の異なる適用事業所、県立学校等で任用される者も含む。）

※ただし、退職後1日空けて同一適用事業所（東部教育事務所管内の小中学校）で任用される者は除く。（1日空き及び引続いて任用される職員は、継続して被保険者となります。）

(2) 返却期限

退職した月の翌月5日

※平成28年3月下旬退職者は下記のとおり回収日を設定しますので、その日に必ず御返却ください。（平成28年3月22日付け東教第2356号「健康保険被保険者証（保険証）等の回収・配布について」参照）

○行田管内の小・中学校 日 時：平成28年4月4日（月）10：30～11：30
場 所：行田地方庁舎 3階 302会議室
○春日部管内の小・中学校 日 時：平成28年4月5日（火） 9：30～11：30
場 所：春日部地方庁舎 3階 大会議室

（3）注意事項

- ・退職者の保険証は確実に回収してください。
- ・返却の際、保険証の余白に赤の油性マジックで退職日を記入してください。
- ・退職後に保険証は使用できません。
- ・退職後、健康保険任意継続加入を希望される方は、希望者本人が協会けんぽで退職後20日以内に手続きを行ってください。

2 社会保険の資格取得・保険料の算定に係る事務手続

（1）資格取得対象者

一つの発令期間が2月1日以上ある臨時的任用職員（チェックシート参照）

（2）提出書類

社会保険手当額等報告書（社会保険の資格取得及び保険料額の算定に使用します。）

※被保険者資格が継続になる者についても提出が必要です。

※電子メールで提出。作成にあたっては、別紙2「社会保険手当額等報告書の作成について」を参照してください。

（3）提出期限

報告対象者の発令日から5日以内

（ただし、月末に発令された場合は、その日のうちに報告してください。）

（4）注意事項

- ・自家用車による通勤手当を報告する際は、該当年度の通勤手当支給区分表の支給額欄を参照してください。
- ・誤った報告をした場合は、直ちに御連絡してください。
- ・退職時厚生年金保険・健康保険の資格喪失をした者が再度任用された場合、新たに資格取得手続きが必要になります。必ず社会保険手当額等報告書を提出してください。
- ・任期の途中で手当額が変更になる場合にも社会保険手当額等報告書を提出してください。

3 被扶養者に係る事務手続

（1）被扶養対象者

年収130万円未満の被扶養者（扶養親族）

（2）提出書類

ア 健康保険被扶養者（異動）届

イ 添付書類

→被扶養者が配偶者：「年金手帳の写し」、「所得証明書」等

→被扶養者が中学生以下： 不要

→上 記 以 外：「所得証明書」、「学生証の写し」、「年金振込通知書」等

※被保険者と被扶養者の名字が異なる場合、戸籍謄本等が必要です。

(3) 提出期限

被保険者の任用後、扶養親族に増減があった場合は速やかに報告をしてください。

(4) 注意事項

配偶者を扶養するときは、「健康保険被扶養者(異動)届」3枚目の右下記入欄に配偶者の記名、押印を忘れずをお願いします。(国民年金第3号被保険者に関する届出になっています。)

4 その他

(1) 保険証交付前の診療

保険証交付前に医療機関を利用する場合には、次のように説明してください。

「保険証の発行手続中である旨を病院に話した上で、診療を受けてください。その際、自費で診療を受けることになった場合には、療養費の払い戻しを受けることができます。」

※療養費の払い戻しには、「療養費支給申請書」、「領収(診療)明細書」等が必要になります。

(2) 公務・通勤災害

公務・通勤災害による負傷に対しては、原則、保険証は使用できません。

※公務・通勤災害認定申請先 埼玉県教育局教育総務部教職員課 (048-830-6665)

(3) 氏名変更・住所変更

次の書類を速やかに、東部教育事務所へ提出してください。

・氏名変更：「被保険者氏名変更届」、保険証(古い保険証を回収し、新しい保険証を発行します)

・住所変更：「被保険者住所変更届」

(4) 出産

被保険者または被扶養者が出産したときは、出産育児一時金が支給される制度がありますので、出産される医療機関等で御確認ください。

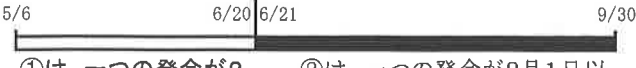
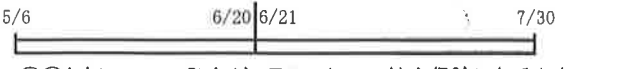
総務・給与担当：三輪・大隅
(社会保険に関すること)

T E L 048-737-2720, 2726

F A X 048-737-2812

社会保険事務手続きチェックシート（厚生年金・健康保険）

別紙1

チェック欄	チェック項目
☐	臨時的任用職員が採用された（勤務時間が週30時間未満の職員を除く） ※ 前回、同一適用事業所（東部教育事務所）で任用され社会保険に加入していた者で、1日空けて再度任用された場合も「社会保険手当額報告書」の提出が必要です。（手当額に変更が見込まれるため）
☐	県費支弁職員であるか
☐	一つの発令期間が2月1日以上か（※）
☐	「社会保険手当額等報告書」を提出しているか（電子メールで報告）
☐	「交通機関等の額計算シート」に入力しているか（交通機関等利用者及び併用者の場合）
☐	交通機関等利用者及び併用者で3ヶ月、6ヶ月定期券で認定されている者は、1ヶ月当たり に換算した額で算定しているか（例：6ヶ月定期券で認定 → 券面額÷6の金額で算定）
	※ 「一つの発令期間」 例1；①病休代員：5/6～6/20 ②休職代員：6/21～9/30  ①は、一つの発令が2月1日ないので、社会保険に加入しない。 ②は、一つの発令が2月1日以上あるので、社会保険加入。資格取得日は6/21。 例2；①病休代員：5/6～6/20 ②休職代員：6/21～7/30  ①②ともに一つの発令が2月1日ない⇒社会保険に加入しない。
	※ 「2月1日以上」 「応答日計算」によります。 【社会保険適用】2月1日の例 その1  4/8～6/7で2月。6/8で1日。計：2月1日 【社会保険適用】2月1日の例 その2  5/1～6/30で2月。7/1で1日。計：2月1日
☐	被保険者に被扶養者がいる ※ 前回、同一適用事業所（東部教育事務所）で任用され社会保険に加入していた者で、1日空けて再度任用された場合は手続き不要。
☐	「健康保険被扶養者（異動）届」を提出しているか
☐	必要な書類を添付しているか
☐	配偶者 → 年金手帳の写し 所得証明書類
☐	子（高校、大学生） → 学生証の写し等
☐	父母等 → 所得証明書類（年金振込通知書） 職員の名字が被扶養者と異なる場合、職員との続柄が分かる書類（例：戸籍謄本等）
☐	配偶者の場合、「健康保険被扶養者（異動）届」3枚目の右下「国民年金第3号被保険者に関する届出」に配偶者が記入・押印しているか
☐	「社会保険調書」と「健康保険被保険者証」を受領した
☐	「健康保険被保険者証」すみやかに被保険者に渡したか
☐	「社会保険調書」の本人確認・受領印欄に被保険者の確認印を押印したか
☐	被保険者が氏名を変更した
☐	健康保険・厚生年金被保険者氏名変更（訂正）届」を提出しているか
☐	健康保険被保険者証を添付しているか
☐	被保険者が住所を変更した
☐	「健康保険・厚生年金被保険者住所変更届」を提出しているか
☐	被保険者の手当額（住居・扶養・通勤・特学担当）が変更した
☐	「社会保険手当額等報告書」を提出しているか（電子メールで報告）
☐	被保険者証を紛失（き損）してしまった
☐	「健康保険被保険者証再交付申請書」を提出しているか
☐	被保険者が退職した
☐	「健康保険被保険者証」に赤の油性マジックで退職日を記入しているか
☐	「健康保険被保険者証」を東部教育事務所へ提出しているか
☐	被扶養者がいる場合、被扶養者分の保険証も提出しているか

社会保険手当額等報告書の作成について

(1)「新規」の報告

※「新規」・・・当該年度で初めての報告

前回、同一適用事業所（東部教育事務所管内の小中学校）で任用され社会保険に加入していた者で、一日空いて再び任用された場合は（２）「変更」で報告すること。

社会保険手当額等報告書						
社会保険対象となる臨時的任用職員の手当額について、下記のとおり報告します。①						
②		学校名		東部小学校		
新規		学校コード		99Z99		
職員氏名	任用期間 (上段:始期 下段:終期)	特学担当の 有無	扶養手当	住居手当	通勤手当	健康保険証が 必要な親族(被 扶養者)の有無
③ 職員番号					⑥	⑦
春日部 藤子	H28.4.5	④ 有	⑤ 0 円	27,000 円	併用 18,668 円	無
999999	H28.9.30					

①「学校名」及び「学校コード」を入力する。

②「新規」を選択する。

③「職員氏名」、「職員番号」及び「任用期間（上段：始期、下段：終期）」を入力する。

④「特学担当の有無」について、「有」もしくは「無」を選択する。

⑤「扶養手当」及び「住居手当」の手当額を入力する。0円の場合は、必ず0（ゼロ）を入力する。

⑥「通勤手当」について、水色のセルで「交通機関」及び「自動車」（自転車等を含む）
もしくは「併用」を選択する。

・「自動車」を選択した場合

下の黄色いセルに手当額を入力する。

なお、入力に際しては最新の「通勤手当支給区分表」を参照すること。

・「交通機関」もしくは「併用」を選択した場合

報告書の右側に下図のとおりメッセージが出るので、それに従って「交通機関等の額」計算シートの作成を行う（計算シートの作成方法については次ページを参照のこと）

住居手当	通勤手当	健康保険証が必要な親族(被扶養者)の有無
27,000 円	併用	無

計算シート①を入力

計算シート①で通勤手当額を計算する。

⑦「健康保険証が必要な親族（被扶養者）の有無」について、「有」もしくは「無」を選択する。

⇒「有」の場合は別途「健康保険被扶養者（異動）届」を紙で東部教育事務所へ提出する。

◆「交通機関等の額」計算シートの作成方法

「交通機関等の額」計算シート

この部分は入力不要です！

①		学校名	東部小学校		職員氏名	春日部 藤子	
		学校コード	99Z99		職員番号	999999	

② 交通機関等名称	交通機関等の額の計算根拠	5月	6月	7月	8月	9月	月	備考
	③ 6か月定期券	0						0
	6か月定期券	0						0
東武鉄道 大宮～春日部	3か月定期券	31160						10386
	3か月定期券	0						0
東武鉄道 大宮～春日部	* 1か月定期券	0			10930	10930		0
朝日バス 春日部駅西口 ～地方庁舎前	1か月定期券	6282	6282	6282	6282	6282		6282
交通機関等の額		0						0
(併用通勤者のみ)								
交通用具の利用距離に応じた支給額		2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000

通勤手当額 18668

住居手当	通勤手当 ※1 ⑤	健康保険証が 必要な親族 扶養者) 無
	併用 18,668	無
円	円	

①通勤手当支給期間内の月を左詰めで入力する。

②「交通機関等の額の計算根拠」で該当する欄の左隣の「交通機関等名称」に、交通機関名および区間名を入力する。

*・・・1か月定期券や回数券で認定した場合、バスを利用している場合は「1か月定期券」、「回数券」及び「ICカード」のいずれかを選択する。

③②で入力した部分に対応する箇所（黄色着色部分）に通勤手当で認定した定期等の金額を入力する。

④【「併用」を選択した場合のみ】交通用具該当部分の手当額を入力する。

⑤算出された通勤手当額を社会保険手当額等報告書の通勤手当の欄（黄色のセル）に入力する。

(2)「変更」の報告

※「変更」…任期の途中で手当額に変更が生じた場合（転居、通勤手段の変更、扶養者数の増減、特学担当任命など）の報告

社会保険手当額等報告書

社会保険対象となる臨時的任用職員の手当額について、下記のとおり報告します。①

②

変更

学校名

東部小学校

学校コード

99Z99

③

職員氏名	任用期間 (上段:始期 下段:終期)	特学担当の 有無	扶養手当	住居手当	通勤手当	健康保険証が 必要な親族(被 扶養者)の有無
職員番号		④	⑤		⑥	⑦
所沢 獅子男	H28.4.1	無	13,000	20,000	自動車 4,360	有
888888	H28.9.30		円	円	円	
熊谷 熱子	H28.4.20	無	0	27,000	自動車 6,130	無
777777	H28.9.30		円	円	円	

⑧

		無	円	円	円	無
--	--	---	---	---	---	---

備考

所沢 獅子男:結婚に伴う扶養手当額の変更(28年7月支給分より)

熊谷 熱子:転居に伴う住居手当額及び通勤手当額の変更(28年7月支給分より)

「交通機関」または「併用」の場合 → 通勤手当の欄には1か月換算額を入力。

併せて、別紙「交通機関等の額」計算シートを提出。

①及び③～⑦については「新規」と同じ。

※変更がない部分についても、以前報告したとおりに入力してください。

②「変更」を選択する。

⑧備考欄に変更の理由と支給変更月を入力する。

(3) 「訂正」の報告

※「訂正」…既に報告したものに誤りがあった場合の報告

「訂正」の報告を行う場合は必ず事前に東部教育事務所へ御連絡してください。

社会保険手当額等報告書

社会保険対象となる臨時的任用職員の手当額について、下記のとおり報告します。

②

訂正

①

学校名	東部小学校
学校コード	99Z99

職員氏名 職員番号	任用期間 (上段:始期 下段:終期)	特学担当の有無	扶養手当	住居手当	通勤手当 ⑥	健康保険証が必要な親族(被扶養者)の有無 ⑦
③ 浦和 うな子 123456	H28.4.1 H28.9.30	④ 無	⑤ 0 円	0 円	自動車 4,360 円	無

⑧

		無	円	円	円	無
--	--	---	---	---	---	---

備考
浦和 うな子:通勤手当の認定誤りによる訂正(誤 4,950 円)

「交通機関」または「併用」の場合 → 通勤手当の欄には1か月換算額を記入。
併せて、別紙「交通機関等の額」計算シートを提出。

①及び③～⑦については「新規」と同じ。

※訂正がない部分についても、以前報告したとおりに入力してください。

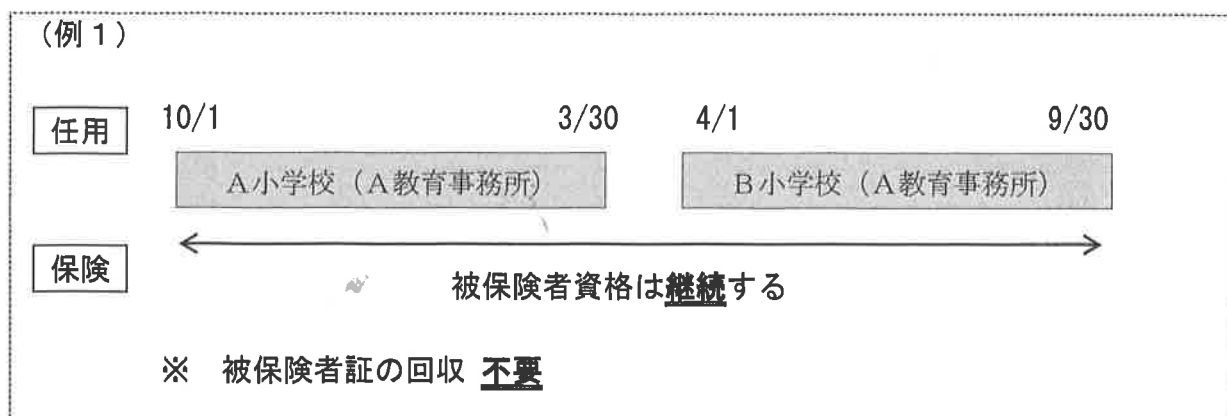
②「訂正」を選択する。

⑧備考欄に訂正の理由と誤支給額を入力する。

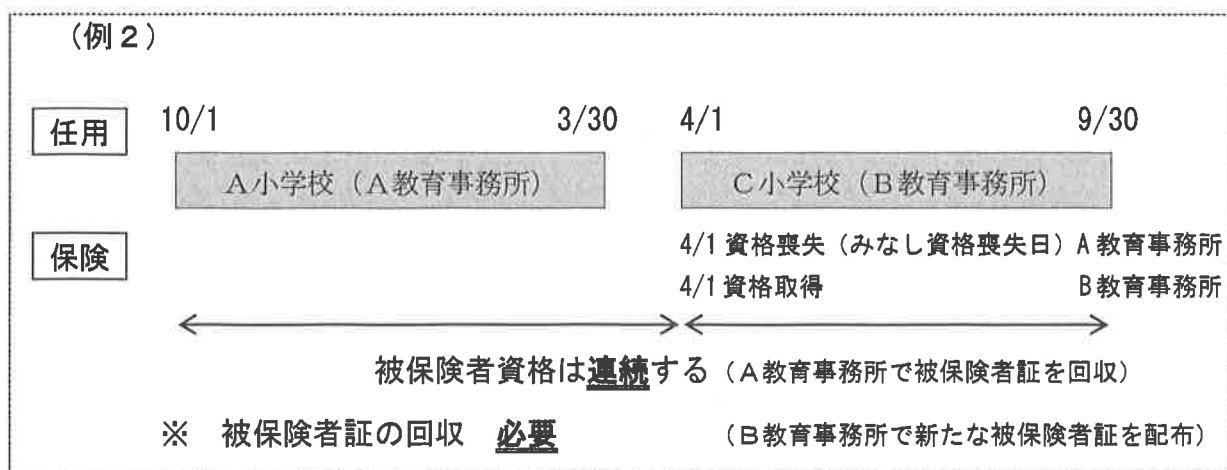
臨時的任用職員に係る社会保険の事務取扱いについて

I 社会保険の資格取得・資格喪失手続きについて

- 退職（任期満了を含む）後、1日空けて同一適用事業所（東部教育事務所）に再度任用された場合
 - 被保険者資格は継続します。



- 退職後、1日空けて異なる適用事業所（異なる教育事務所管内の学校又は県立学校等）に任用された場合
 - 被保険者資格は連続します。



II 保険料の本人負担分の徴収について

保険料徴収の考え方

- 当該任期の満了後に、同一事業所で1日空けて任用される場合には、被保険者資格は継続する（喪失しない）ため、退職月及び次の任用に係る保険料を継続して徴収する。

・当該任期の満了後に、異なる教育事務所、県立学校等で1日空けて任用される場合には、被保険者資格は連続（資格喪失と資格取得が同日になる）するため、退職月及び次の任用に係る保険料を継続して徴収する。

厚生年金保険・健康保険の取扱いについて

退職される臨時的任用職員の方で社会保険に加入されている場合は次のとおり取り扱いますのでご確認ください。

1 退職後、同じ教育事務所管内の市町村立学校（東部教育事務所）に勤務を命じられた場合**ア 1日空いて任用される場合**

- ・被保険者資格は継続します。
- ・被保険者証（健康保険証）の返納の必要はありません。
- ・空いている1日について国民健康保険に加入する必要はありません。
- ・継続して社会保険料が控除されます。控除される月は退職日より決まります。

イ 1日も空けずに任用される場合

- ・被保険者資格は継続します。
- ・被保険者証（健康保険証）の返納の必要はありません。
- ・継続して社会保険料が控除されます。控除される月は退職日より決まります。

2 退職後、異なる教育事務所管内の市町村立学校又は異なる県立学校等（異なる適用事業所）に勤務を命じられた場合**ア 1日空いて任用される場合**

- ・退職日の翌々日で被保険者資格を一度喪失します。
- ・任用日に被保険者資格を取得します。
- ・被保険者証（健康保険証）は返納していただきます。返納後、早急に医療機関で受診する必要となった場合は事務担当者にご連絡ください。
- ・空いている1日について国民健康保険に加入する必要はありません。
- ・月末の前日（3月30日など）に退職する場合でも社会保険料が控除されます。控除される月は退職日より決まります。

イ 1日も空けずに任用される場合

- ・退職日の翌日に被保険者資格を一度喪失します。
- ・任用日に被保険者資格を取得します。
- ・被保険者証（健康保険証）は返納していただきます。返納後、早急に医療機関で受診する必要となった場合は事務担当者にご連絡ください。
- ・連続して社会保険料が控除されます。控除される月は退職日より決まります。

1・2以外は、被保険者証を返納し、国民健康保険等に参加してください。